

平成 26 年 7 月 9 日

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生

周防 正行

松木 和道

村木 厚子

安岡 崇志

とりまとめに当たっての見解

本日、第 30 回「法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会」において「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」がとりまとめられた。私たち 5 人は、これまで 2 度にわたり本部会における検討状況に対する意見を発出してきたところであり、以下に本日のとりまとめに対する見解を表明しておくこととする。

私たち 5 人は、今回の刑事司法制度改革に当たり最も重要な考え方は、本特別部会が平成 25 年 1 月に取りまとめた「基本構想」において示された二つの共通認識に集約されると考えている。

すなわち、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」ということであり、また、「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」ということである。5 人は、今回のとりまとめは、このことを実現していくための出発点として最低限必要な事項を担保し得たと認めるものである。

5 人は録音・録画に関して、先に次の 4 つの評価基準を提示した。
第 1 に、将来的な全事件の可視化の方向性に沿うものであること、
第 2 に、それに向けた道筋が一定程度明確になること、
第 3 に、段階的実施のスタートとして、相当程度の規模を持ち、また、取調べ側の恣意性が入り込まない可視化の取組みが担保される「仕組み」を実現すること、
第 4 に、一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行う手続きを具体的に盛り込むこと

それに照らした時、今回の法整備案における録音・録画の義務化の範囲が狭いことは誠に残念ではあるが、併せて、①義務化をされる事件以外でも、検察において、基本構想における上記二つの共通認識や本答申に沿った録音・録画の運用が始まること、②法施行後の見直しに関し、同じく基本構想における上記二つの共通認識や本答申を踏まえて行うとの一定の方向性が示されたこと（別添事項を第30回特別部会にて確認）を以って、これらの4つの基準の一定部分はカバーされたと判断し、これが大きな改革の第一歩になると理解して、多くの課題は残るものの中速やかに第一歩を踏み出す方向に舵を切るべきとの判断に至った。本答申に基づく改正法の早期国会提出と成立を心から望むものである。

また、改めて、答申文にあるように義務化の「対象とされていない取調べであっても、基本構想で確認された上記共通認識を実現する観点から、実務上の運用において、可能な限り幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつ、その記録媒体によって供述の任意性・信用性が明らかにされていくことを強く期待」し、とりわけ、当事者である取調べ機関や裁判所には実践を強く期待する。

5人は、今回の経験をもとに、今後とも一般の国民の目線を共有し、改革の行方を注視していく。

(別添)

平成 26 年 7 月 9 日
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
委員 神津 里季生
周防 正行
松木 和道
村木 厚子
安岡 崇志

とりまとめを了承するに当たって確認した事項

1 法施行後に行われる見直しは、もとより、様々な観点から行われるものであるが、必ず次の 2 点を踏まえて行われるものである。

1 点目は、基本構想に示された 2 つの「共通認識」、具体的には

① 「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない。」こと及び、
② 「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある。」ことを踏まえる。

2 点目は、答申の附帯事項、具体的には、義務化の「対象とされていない取調べであっても、基本構想で確認された上記共通認識を実現する観点から、実務上の運用において、可能な限り幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつ、その記録媒体によって供述の任意性・信用性が明らかにされていくことを強く期待する」ことを踏まえる。

2 檢察が新たに行う運用は、今回義務化される録音・録画制度と方向性を異なるもの（例えば、取調べ機関による恣意的な録音・録画といったもの）ではなく、上述の基本構想に示された 2 つの「共通認識」及び本答申の趣旨に沿う運用を目指すものである。